

# クリエイト通信

大阪市西区西本町 1-13-38  
西本町新興産ビル 7F  
クリエイトオフィス 深田  
社会保険労務士 深田美代子  
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505  
http://www.create-f.jp/

2009年7月号

## 【育児休業制度が改正されます】

現在、企業には育児休業を設けることが義務付けされていますが、その内容が改正されました。内容は以下のとおり。

【現在】		出生	1歳	3歳	6歳
育児休業	育児休業	←基本1歳まで。一定の場合1歳半まで延長可能			
育児休業に準ずる制度	勤務時間短縮等の措置			①～⑦のうちいずれかの導入が必要	3歳以上は努力義務
	①勤務時間の短縮 ②所定外労働時間の免除 ③フレックスタイム ④始業終業時刻の繰り上げ ⑤託児施設の設置運営 ⑥⑤に準ずる便宜の供与 ⑦育児休業に準ずる制度				
その他	子の看護休暇(年5日まで)				
	法定時間外労働の制限(月 24H、年 150Hまで)、深夜業の免除				



【改正後】		出生	1歳	3歳	6歳
育児休業	育児休業	←父母両方取得の場合1歳2ヵ月。一定の場合1歳半まで延長可			
育児休業に準ずる制度	勤務時間の短縮の措置 ←義務化			努力義務	3歳以上は努力義務
	所定外労働時間の免除 ←義務化				
	措置 ③フレックスタイム ④始業終業時刻の繰り上げ ⑤託児施設の設置運営 ⑥⑤に準ずる便宜の供与 ⑦育児休業に準ずる制度				
その他	子の看護休暇(子1人につき年5日まで、年10日を限度)				
	法定時間外労働の制限(月 24H、年 150Hまで)、深夜業の免除				

その他に、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合は、再度の育児休業取得を可能にする、配偶者が専業主婦の場合育児休業の取得ができない制度を廃止する、介護短期間休暇の創設、またこれまでは育児介護休業法に関する行政勧告等に従わない場合、企業に罰則がありませんでしたが、今回の改正より20万円以下の過料を科されることになりました。施行日は過料創設のみ7/1より3ヵ月以内、その他は中小企業の場合は3年以内に決定公表されます。制度の変更とともに就業規則の変更が必要になります。